

設計・測量等委託業務共通仕様書（環境創造局）

令和5年4月

本委託業務については、本設計書に添付された特記仕様書のほか、下記の共通仕様書等のうち■または□が印されたものを適用します。

共通仕様書等

- ①横浜市土木設計業務共通仕様書（令和3年 9月）
- ②横浜市測量業務共通仕様書（令和3年 9月）
- ③横浜市地質調査業務共通仕様書（令和3年 9月）
- ④公園緑地等設計業務共通仕様書（令和4年 4月）
- ⑤下水道終末処理場・ポンプ場
実施設計業務共通仕様書（平成28年 7月）
- ⑥下水道管きょ設計業務共通仕様書（平成28年 7月）
- ⑦既設下水道管調査業務共通仕様書（平成28年 7月）
- ⑧地下埋設物調査業務共通仕様書（平成21年 2月）
- ⑨道水路境界調査測量作業特記仕様書（令和4年 4月）
- ⑩設計・測量等委託業務における電子納品に関する特記仕様書（令和2年 8月）
- ⑪その他特記仕様書

各仕様書は横浜市ウェブページで確認してください。

①から③ 横浜市財政局

（<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>）参照

④から⑩ 横浜市環境創造局技術監理課

（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/template.html>）参照

前払いに関する特記事項

本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は300万円以上）となった場合は、前払い金を請求することができます。

個人情報の保護に関する特記事項

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務に着手する前に、「個人情報取扱特記事項」（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/template.html>）第2条第4項に則り、管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により報告し、すみやかに「個人情報取扱特記事項」第10条に基づく研修を実施し、研修実施報告書・誓約書（第2号様式）を提出すること。

□ 電子計算機処理等の契約に関する特記事項

受託者は、電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/template.html>) を遵守すること。